

検査時必要書類

◆ 特定行政庁に対して、着工前までの提出書類 ◆

提出書類	
施工計画報告書 (東京都内・木造以外)	東京都内の3階かつ500㎡以上の建物の場合は事前に行政へ提出が必要です。(世田谷区・港区・品川区・大田区を除く。) 中間検査時にその写しを提出して下さい。

◆ 検査前のお願い ◆

確認申請以降の変更があった場合は、検査日程と併せてお早めに審査担当者にご相談ください。

◆ 検査時のお願い ◆

確認申請図書副本一式（写し可）を現場に必ずご用意ください。

◆ 中間検査 ◆

必要部数 1部

特定行政庁が指定する中間検査は、【先行工区のみ】【全工区】のいずれかを、行政庁にご確認ください。

提出書類	
検査予定日より5営業日前までにご提出ください。	
中間検査申請書（第一面～四面）	*第一面 申請年月日の欄は空欄にして下さい。 *第三面 8の口欄 特定工程工事終了（予定）年月日の欄は空欄にして下さい。 *第三面 11欄 審査が完了した軽微変更の内容と変更図書を記入してください。 *第四面 中間検査までの工事内容を記入下さい。該当しない項目は「該当なし」と記載してください。
委任状	確認時に委任されていれば不要です。
建築地別 必要書類 *弊社HPよりダウンロードください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市内 ・長野県内 ・三重県（三重県・四日市市・鈴鹿市・津市） ・東京都 ・滋賀県（草津市） ・大阪府内
提示書類	
検査当日に、ご提示ください。	
確認通知書（確認の副本）	当該工事に係る設計図書は当該工事現場に備えておく必要があります。（建築基準法86条2項）
工事監理の記録・工事の記録写真	配置の確認、基礎配筋、アンカーボルトの配置、柱・はり・筋違いの配置、金物の配置等の確認の記録等及び各工程毎の記録写真
地盤改良又は杭の施工結果報告	地盤改良工事又は、杭工事 適用の場合
使用材料・資格等の確認記録	使用木材金物の確認記録、鉄筋のミルシート、コンクリートの試験結果報告書、圧接部の引張試験の報告書等

◆ 完了検査 ◆

必要部数 1部

提出書類	
検査予定日より5営業日前までにご提出ください。	
完了検査申請書（第一面～四面）	*第一面 申請年月日の欄は空欄にして下さい。 *第三面 7欄 工事完了（予定）年月日の欄は空欄にして下さい。 *第三面 10欄 審査が完了した軽微変更の内容と変更図書を記入してください。 (中間検査で記入した内容は記入不要。) 省エネ法に関する変更があった場合は「省エネ法に関する変更有」と記載してください。 *第四面 全ての内容を記入下さい。該当しない項目は「該当なし」と記載してください。
委任状	確認時に委任されていれば不要です。
省エネ 同意書	弊社で省エネ申請を行った際に、未提出の場合。
省エネ 副本一式（写し）	他社で省エネ審査を行った場合、又は、弊社で省エネ申請を行ったが、上記の同意書がない場合は、副本写しの一式が必要です。
省エネ基準 工事監理報告書	該当する項目をチェックして提出して下さい。
省エネ 軽微な変更説明書 *変更があった場合のみ	審査が完了した内容を記入して下さい。また、完了検査申請書の第三面10欄には、「省エネ法に関する変更有り」と記載してください。
建築地別 必要書類 *弊社HPよりダウンロードください。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市内 ・三重県（・四日市市） ・広島県（広島市・福山市・呉市） ・東京都 ・大阪府内
提示書類	
検査当日に、ご提示ください。	
確認通知書（確認の副本）	当該工事に係る設計図書は当該工事現場に備えておく必要があります。（建築基準法86条2項）
工事監理の記録・工事の記録写真	配置の確認、基礎配筋、アンカーボルトの配置、柱・はり・筋違いの配置、金物の配置等の確認の記録等及び各工程毎の記録写真、断熱材、隠ぺい部の設備
地盤改良又は杭の施工結果報告	地盤改良工事又は、杭工事 適用の場合
建築工事の施工状況資料 (該当する場合)	防火耐火関係 防火耐火構造、耐火被覆、界壁等の施工写真
	避難関係 内装制限、非常用照明の照度、排煙の内装等の資料
	設備関係 区画貫通部の処理、風道等に設けるタンパー等の写真
	シックハウス関係 使用材料の規格が分かる資料
使用材料・施工状況の記録写真	使用木材金物の確認記録、鉄筋のミルシート、コンクリートの試験結果報告書、圧接部の引張試験の報告書等
納入仕様書/出荷証明書（省エネ）	断熱材、窓・ドア、各設備機器の台数と仕様を確認できる資料